

インフルエンザ流行を想定して新型コロナ対策を万全に

【光永議員】 日本共産党の光永敦彦です。コロナ禍対策での職員のみなさんや第一線で活動されているみなさんにまず心から敬意を表したいと思います。

さて、インフルエンザ流行期を前に、インフルエンザワクチンの接種の大変さや、新型コロナへの対応などもあって、患者さんそして医療現場も今不安が広がっていると思います。

このため11月から受診と検査のできる診療所やこれまでの接触者外来を、「診療・検査医療機関」として指定し、インフルエンザの検査と新型コロナの抗原検査が両方できるようになる方向が示されております。

10月23日に開かれた京都府新型コロナ対策本部では、診療・検査医療機関は、府内216ヶ所が指定されています。唾液PCR検査体制の整備などは府として目標をもち、現在535ヶ所でPCR検査が受けられると発表がされ、場所は非公開とされています。そこで今後、新型コロナの抗原検査ができる医療機関について、二次医療圏単位でいったいどこまでできるのか、また府として目標などもつのか、お答えください。

また、検査ができる医療機関が少ない場合など、例えば府北部等に検査センターの設置、その際に発熱外来を一体に行う決断が私は必要ではないかと考えていますがいかがでしょうか。さらに、子育て中や介護中などで、感染したけれど入院などできないという方も現実にはおられます。あるいは退院後の支援なども長らく必要になってくると思います。府保健所と市町村の保健センターとの情報共有を含む支援の連携体制をどうされるのか、お答えください。

【西脇知事・答弁】 光永委員のご質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症への対応であります。

先日10月23日に対策本部会議を開催いたしまして、インフルエンザ流行期に備え、身近な医療機関で相談・受診・検査ができる体制を11月1日からスタートすることといたしました。

現在ピーク時に想定される新型コロナウイルス感染症に伴う検査約2000件、インフルエンザに伴う検査約7500件に対応するため、抗原簡易キットを活用し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの検査を同時に行う医療機関の確保をすすめているところでございます。

すでに抗原簡易キットによる検査ができる医療機関が200カ所を超えており、各医療圏で地区医師会等と調整しながら、さらに拡充してまいりたいと考えております。

また府北部など医療機関少ない地域であっても、発熱等の症状がある方が、診療と検査が一体的に受けられるよう、各圏域に接触者外来や診療所の整備を行ってきたところでございます。

今後とも医師会等、関係団体と連携、協力し、診療と検査が一体となった医療・検査体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

子育てや介護中の方が感染された場合には、自宅療養中の感染防止にかかる注意事項を保健師が指導するとともに、市町村やケアマネージャーと連携し、訪問介護や短期入所等のサービスを提供していただくなど、それぞれの家庭の状況に応じて、きめ細かな対応を行っているところでございます。

【光永議員】 いまご答弁あったように、診療と検査、これを一体的に行っていくというのは非常に大事なことでと思います。と思いますが、情報が公開されない。どこで検査できるのかわからない。こういう状況が続くということは、府民的に見たら大変心配なことが多いんじゃないかと思うんですね。特にインフルエンザ流行期となった時に、自分が発熱してどこで検査受けられるんだろう。どこで受診したらいいんだろう。これなかなか不安だと思うんです。

他方開業医さんとか医療機関にとって、「診療・検査医療機関」となるということは、当然責任とリスクも負うということになるし、しかも情報公開をすると自分とこの医療機関がどうなっていくのかいう、こうした不安が出るというのは私当然だと思うんです。

こうした中、例えば埼玉県ではですね、1200カ所を目標に、診療・検査医療機関の募集を県として開始されていると報道されており、登録されている医療機関には国の支援策に加えて、県独自の支援策も講じるというのが出されていて、そしてその結果、「診療・検査医療機関」の原則公開をするということが求められています。

そこで再質問させていただきますが、第一に、今後ですね、京都府は診療検査医療機関の情報をいずれ公開していくと。どこかで公開していくという立場なのかどうかですね、基本的な姿勢を明らかにしてください。

第二は、府北部とか南部とか、もともと医療機関が少なく、そして「診療・検査機関」になれない開業医さんらも現実にはおられると思うんですね。そうすると検査センターと一体に発熱外来を運営するのとか、さらに発熱外来の運営を診療所と医療機関との協力体制が整って、一定の場所でできるとなった場合など、地域の実情に応じてですね、医師会との協議のうえですけれども、情報公開をしていくということについて、私はそういう必要があるんじゃないかと思っているんですけれども、こういう点についてどう対応されるか。

そして第三に、以上述べたような情報公開のことを考えるうえで、私は自治体の役割というのが非常に大事だと思っているんです。10月8日に京都府医師会のホームページに、誰でも見ることができるんですけれども、ここに「今後の検査のあり方について」という詳細案が出されていました。それに先立つ7日の会議で京都府も参加された、地区会長・地区感染症担当理事合同連絡協議会というのが開かれましたけれども、その後発表された8日の資料は、京都府としては全く23日の本部会議まで明らかにされてないし、23日の本部会議でも詳しくはまだ述べられておりません。いずれにしても私なぜこういうことを公表しないんですかと、いったいどこで検査受けられるのかわからないじゃないかと、あるいは検査の仕方が変わることを知らないのはまずいんじゃないかと質問しましたが、やっぱり「協議中」ということばかり京都府は言われてました。片方ではホームページにもう出てきているということがあって、私このことから、現場任せとか、医師会頼みという姿勢を非常に感じまして、やはり京都府として府民も医療機関も安心できるルールと支援策、情報公開ができるルールや基準など具体的に示すべきだと考えておりますが、いかがですか。

【知事・再答弁】 光永委員の再質問にお答えします。いくつかご指摘ございましたけれども、まず公表につきましては、やはり医療機関の理解がどうしても必要でございます。一方、委員ご指摘の通り、府民のみならずみなさまの安心も必要でございますので、まず当面は11月1日のスタートからは、自分のところでそういうことができない場合については責任をもって、検査ができる医療機関ないし検査センター、接触者外来を紹介するというで安心を確保してまいりたいと思いますし、府市協調で出資いたします相談センターにおいても、きちっと情報を出していきたいと思っております。

一方で、現在は新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を念頭に置いておりますので、そこは11

月1日にスタートいたしますけれども、今後とも医師会ときちっと調整していきながら、もし可能であれば、具体的医療機関名となりますが、さらにはイメージというかですね、出せる情報があればなるべく出してという姿勢に変わりはないと思いますが、いずれにしても医療機関との調整がどうしても必要でございますので、しばらくは時間をいただきたいと思います。

また北部の医療機関の少ないような地域につきましては、できれば二次医療圏内では複数の同時検査ができる医療機関を確保したいと思って調整をすすめておりますし、場合によりましては検査センターの設置等も含めて万全の体制を期してまいりたいと思っております。いずれにしても必要なことは身近な医療機関で相談、検査ができる体制を整えるということが、インフルエンザ流行期には必要でございますので、それに向けて関係機関とは前向きに調整してまいりたいと思っております。

【光永議員・指摘要望】やはりこの問題では公的な役割というのが非常に問われると思います。

この間、保健所は減らしてきて、コロナで大変な事態が浮き彫りになりました。今後検査を増やそうとしたら、医療機関頼みとなつては困るわけで、先ほども申しましたように、発熱外来の設置とか、情報公開のルール、リスクコミュニケーションや患者支援、そのための保健所体制強化など、これをぜひ進めていただきたい。そのこと通じて公的な役割をしっかり果たしていただきたいと強く求めておきたいと思います。

大打撃を受けている府内中小企業の支援、育成へ

【光永議員】それでは次の質問に移ります。

消費税の増税やコロナによって、府内企業が現在大打撃を受けております。私は絶対に倒産はさせないということが、京都府の役割にとっても、そして京都の経済にとっても、大変重要だと思っております。

そこで、府が発注する業務を府内企業がちゃんと受注してもらえるかという観点から見た時に、調べますと、事業者からの企画や提案を評価して契約するプロポーザルという方式が、契約が令和元年度で183件あったそうですが、そのうち37%は府外企業が受注していると。他方、入札では約90%が府内企業が受注されていると聞いています。なぜこういう事態となったのか、やはり制度改革が必要と考えますが、いかがでしょうか。

【知事・答弁】府内企業の支援と育成等についてでございます。京都府では公契約大綱に基づきまして、建設工事及び物品調達につきましては、府内企業では施行調達が困難なものや、WTO案件を除きまして、府内企業に限定した発注を行っているところでございます。

一方ご指摘のありました公募型プロポーザル方式につきましては、競争入札によることが適さない業務であつて、価格だけではなく、業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて、契約の相手方の委託事業者を選定する必要がある業務を対象としております。

このため建設工事や物品調達とは事情が異なり、提案を幅広く求まることから、必ずしも府内企業に限定した募集を行っているものではございません。

なお府内企業に対しましては、プロポーザルの対象となる業務の内容に応じて、応募可能な事業者に丁寧な周知を行いますとともに、提案内容の評価におきましては加点を行うなど、府内企業の育成にも配慮をしているところでございます。今後とも地域経済の発展と有用な企業の育成の促進など、公契約大綱の主旨を踏まえつつ、公募型プロポーザル方式を適切に運用してまいりたいと考えております。

【光永議員・再質問】 ご答弁ありましたけれども、具体的にお聞きしますと、知事が公約の柱として掲げられております「京都府子育て環境日本一推進戦略」この広報業務は、これは子育て家庭や若者、高齢者など5つの分野をターゲットにして、それぞれ150文字でストーリーを作成して、それを包括するキャッチコピー作成、リーフレット1万部の作製、計198万円。金額そんなに大きくありません。ですので府内企業でも十分できるかと思うんです。なので京都府内の業者もこのプロポーザルに参加されておられます。しかし結局受注されて選定されたのは売り上げ1兆円を超える広告最大手の博報堂となっております。

また認知症の総合対策、在宅支援、看取り対策など、京都府の地域包括ケアを推進するための要としての地域包括ケア推進機構の業務、これ実施されて数年たちますけれど4100万円程度です。これが最初からほぼ人材派遣会社最大手で東京に本社があるパソナが選定をされています。パソナグループの会長は竹中平蔵氏ですけれども、ここ数年間の結果を見ますと、パソナしか応募してないとなっているんですね。こういうことをきちんとチェックできているのでしょうか。なぜこういうことになるのかについてお答え頂けたらと思います。

【知事・再答弁】 光永委員の再質問にお答えします。まず個別の契約についてはお答えを差し控えていただきますけれども、先ほど申し上げましたようにプロポーザル契約につきましては、企画力、技術力、遂行力を踏まえて、契約の相手方を選定する必要がある業務に限定しております。またプロポーザル方式の運用にあたりましては、学識経験者のところを含みます運用委員会で、その適用の是非を審議していただいておりますので、それぞれの契約につきまして審議をいただいておりますし、その中で課題等生じれば、ご指摘を踏まえて改善していくべきだと思っておりますけれども、これまでの契約につきましては、そうした過程を経たうえで、適切に行われているものと認識をしております。

【光永議員・指摘要望】 企画力など総合的にとおっしゃいましたが、具体的に紹介した博報堂は1兆円ほどの売り上げがあって、他方で京都府内の企業も同じ要件で応募をかけると。もちろん地元企業ということで加点の部分は制度上ありますけれども、しかし全体としてはそういう競争をした時に、やっぱり勝てるのか、受注できるのかとなってくるのは想像に難くないと思うんですね。しかも先ほどパソナなんかはこの数年間はもう1社しか応募していないとなってきたいるんですね。なので私は京都府内の民間の企業はしっかり受注できるようにしていくことは、府外の大手ばかりが参入するようなルールに事実上なっている部分があるんであったら、それは改善していただきたいと思っておりますし、同時になんでも民間ということ自身は問題だと思っておりますから、公的な役割この点でもはっきりしてほしいと、この点指摘しておきたいと思っております。

大規模開発優先でなく、府民生活に直結した財政運営を

【光永議員】 もう一点これに関わって、北山エリアの整備で府立大学の体育館の建て替えに、東京の大手コンサル提案では155億円かける10,000人が入るアリーナ建設の案が示されることになりました。それ以外にも新たな施設整備計もあり、さらに新名神6車線化、東部丘陵地開発など、新たな計画も予定をされています。コロナ禍によって税収減が十分想像できる状況にあるかと思っております。また府債残高も、この決算で示されたように増加してきています。このため財源確保対策も含めて、一定中期的な見通しを府民的に示すことが必要と考えていますけれども、この点いかがでしょうか。

【知事・答弁】 中期的な財政見通しについてございます。今後の財政見通しにつきましては、昨年3月に策定した行財政改革プランにおきまして、2023年度に約300億円の収支不足が生じるとの試算結果を公表したところでありまして、その解消に向け現在行財政改革に取り組んでいるところでございます。この試算にあたりましては、増加を続けております社会保障関係経費をはじめ文化庁の移転施設の整備や宇治警察署の建て替えといった今後予定される個別の施設整備の投資的経費なども見込んだうえで、試算したところでございます。

委員ご指摘の東部丘陵地開発や北山エリアにおけるアリーナ建設につきましては、現時点で整備構想が固まっているものではなく、構想が具体化する中でその内容を十分精査したうえで国庫支出金や有利な起債の発行など財源確保を徹底し、京都府の財政負担を極力抑えるべきものと考えております。いずれにしても、今年度はコロナの影響によりまして非常に厳しい状況が想定されますので、これにつきましては、とりあえず骨太方針の2018で令和3年度も平成30年度と同水準の一般財源を確保されることになっております。また、われわれ新型コロナウイルス感染症対策につきましても、国の交付金をなるべく確保したいと考えているところでございまして、現在のところそうした一般財源の確保の努力、交付金の新たな創設への要望等、それから現在の見込みを踏まえまして、現在の時点におきましては、公表済みの収支見通しに大きな変更はないということで、それを実現すべく努力をしてまいりたいと思います。

【光永議員・再質問】 この新しい行財政改革プランで300億円足りないということを見込まれていると。また、それ以降についてもですね、先ほど紹介した府立大学の体育館の問題もありますし、さらに先日オープンしました京都スタジアム、これについてもコロナ禍で赤字の可能性も高く、書面審査では委託費とは別に追加負担の京都府の可能性も示されるということになってきております。コロナで状況が変わっている面と、新たな追加負担も求められるという状況が浮き彫りになっています。例えば大規模修繕なんかを大きいものを建てた時に、これさらに一般財源を追加をしてやらなきゃいけない、だからコロナ前の計画で大きいものを立派に建てていって東京のコンサルに委託して、立派なもの収益性のあるものを建てて行けば、いずれ計画以上の負担が増えてくると、こういう可能性があるかと思うんですね。その点についてどうお考えでしょうか。

【知事・再答弁】 光永委員の再質問にお答えいたします。当然ながらコロナ禍による影響は非常に大きいものがございまして、今後の府政運営につきましては当然でございますが、コロナの状況を十分踏まえたものにしなきゃいけないし、合わせまして単なる整備費、建設費だけではなくて、その後の後年度にかかります修繕費、維持管理費につきましても、当然それを見込んだ上で、計画を遂行していくべきだと思っております。そのあたりにつきましてはコロナも踏まえて十分に慎重な検討の上、実行してまいりたいと思っております。

【光永議員・指摘要望】 大規模改修の見込みなどもあまりない中で、まだ全体の見通しも今のところまだ持ててないという状況のまま、建物ありきってことで進めることはやっぱり問題だと思いますので、暮らしの支援にしっかりと、大きいものはまとめてでも暮らしの支援をしてほしいと強く求めたいと思います。

コロナ禍から府民の暮らしと営業を守る越年対策を

【光永議員】 質問の最後に暮らしをどう守るのかについて伺います。学生支援プロジェクトが各地で実施されていて、カンパで集まった食材等を、生活に困っておられる学生などの方に配布しております。先日、同志社大学前で実施されたところ、お聞きしますと、マイバックを持ってきた学生や、シングルのお母さんが子連れで「学生じゃないけれどいいですか」と、こういう切迫した状況もありました。京都産業大学近くの御菌橋通りの皆さんの協力で行われた支援、これには160人来られたというふうにお聞きをいたしました。また雇用が本当に厳しいために、私ども議員団で今日も行ったのですけれど、ハローワーク前でアンケートと相談会をやっています。「ホテル勤務だったけれども解雇された」など雇用も深刻になってきていると思います。ハローワークの所長の方と面談したところ、「雇調金が延長されないと先が見えなくなるのでは」という不安も出され、事業主さんからも当然不安が出されております。このままではやはり越年できない、こういう事態が起こるといふふうに考えます。この点についての知事の認識と、また越年できる支援策が緊急に必要なだと私は考えていますが、この点どのように具体化されるのか検討状況をお聞かせください。

【知事・答弁】 府民の暮らしと営業支える越年対策についてでございます。京都府では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯を対象に本年3月25日から生活福祉資金制度の特例措置を開始し、これまで約5万件、約180億円と多くの申し込みを受け付けたところでございます。また、中小企業のセーフティネットであります無利子無担保無保証料の融資制度については、すでに約3万件の申し込みがあり、約5,680億円の融資資金が供給されております。生活支援や中小企業の資金繰り支援を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症はなお収束を見通すことができず、予断を許さない状況だと思っております。このため生活福祉資金の特例措置の申し込み受付期限を12月末まで延長し、越年に対して対応しますとともに、12月末までとなっている無利子無担保無保証料の融資の実行期間や雇用調整助成金の特例措置の期間の延長を国に要望しております。今後さらなる雇用情勢の悪化が懸念されることから、雇用創出基金の創設などにつきまして10月22日に国に対して緊急要望を行ったところでございます。すでに越年対策を見込んで9月補正予算を編成しておりますけれども、府内の経済情勢、実態を分析し時宜に応じた対策を、引き続き講じてまいりたいと考えております。

【光永議員・指摘要望】 決して年末に向けて取りこぼされる方が生まれないようにですね、まさに自治体の役割が問われているかと思っておりますので、越年対策はもちろん継続的な切れ目のない本格対策、12月補正も含めてぜひ具体化していただきたい、その事を求めて終わりたいと思っております。ありがとうございました。

以上